

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年8月10日

【四半期会計期間】 第25期第2四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）

【会社名】 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

【英訳名】 Golf Digest Online Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石坂 信也

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田二丁目10番2号

【電話番号】 (03)5656-2888

【事務連絡者氏名】 執行役員最高財務責任者 中村 怜

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田二丁目10番2号

【電話番号】 (03)5656-2888

【事務連絡者氏名】 執行役員最高財務責任者 中村 怜

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期 第2四半期 連結累計期間	第25期 第2四半期 連結累計期間	第24期
会計期間	自 2022年1月1日 至 2022年6月30日	自 2023年1月1日 至 2023年6月30日	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日
売上高 (千円)	21,352,914	25,332,051	46,090,292
経常利益又は経常損失 () (千円)	862,074	258,999	175,279
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	1,398,845	277,715	339,325
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	1,837,640	317,384	654,992
純資産額 (千円)	9,067,664	1,826,843	1,598,875
総資産額 (千円)	24,459,958	47,216,899	43,524,609
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	76.61	4.60	16.44
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	76.60	4.59	16.43
自己資本比率 (%)	37.0	3.8	3.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,020,842	1,364,520	1,412,396
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,922,018	1,912,147	12,793,464
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	217,149	368,781	11,914,580
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	2,318,823	2,287,908	2,421,492

回次	第24期 第2四半期 連結会計期間	第25期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2023年4月1日 至 2023年6月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	25.32	9.14

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、第24期第2四半期連結累計期間より業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。「1株当たり四半期(当期)純利益」の算定上の基礎となる期中平均株式数には、その計算において控除する自己株式に当該信託口が保有する当社株式を含めております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社の状況としては、国内事業において、当社は2023年1月1日付で当社の100%子会社である株式会社GDOゴルフテックを吸収合併したため、第1四半期連結累計期間より連結の範囲から除外しております。海外事業において、GOLFTEC 24/7 LLC及びGOLFTEC 24/7 PTY LTDを新たに設立し、当第2四半期連結累計期間より連結の範囲に含めております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況

当第2四半期連結累計期間(2023年1月1日~2023年6月30日)における日本経済は、外食や旅行等の対面型サービスを中心に緩やかな回復に向かっています。一方、世界経済は、資源価格の高騰やインフレ率の上昇、長引くウクライナ侵攻の影響等、依然として先行きは不透明な状況にあります。

インターネットを取り巻く環境は、Eコマース市場や各種インターネット関連サービス市場等が成長を続けております。また、IoT、AIに代表されるデジタル技術は進化し続けており、様々な場面においてデジタル化が進んでいます。ゴルフ市場においては、COVID-19の影響下に求められる新しい生活様式に適應したプレースタイルが浸透する等、ゴルファーの需要スタイルは日々変化しております。

このような環境下、当社グループはゴルフ専門のITサービス企業として、圧倒的な情報量とゴルフに特化したサービス力を強みに、ゴルファーにより快適で楽しいゴルフライフを提供してまいりました。また、2021年2月に公表した中期経営計画「LEAD THE WAY」の基本方針に基づき、事業運営に取り組んでまいりました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間(2023年1月1日~2023年6月30日)の業績は、売上高25,332百万円(前年同期比18.6%増)となりましたが、主に前年に開始したゴルフ弾道測定器事業において費用が先行したこと等から営業損失239百万円(前年同期は営業利益850百万円)となりました。一方、円安の影響から為替差益542百万円を計上する等で経常利益258百万円(前年同期比70.0%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益は277百万円(同80.1%減)となりました。

主要セグメント別の業績は次のとおりであります。

「国内」セグメント

当第2四半期連結累計期間における「国内」セグメントの業績は、売上高13,992百万円(前年同期比7.6%増)となりました。また、ゴルフ用品販売事業において需要に応じた販売戦略を実施し、一時的に売上総利益率が低下したこと等からセグメント利益は625百万円(前年同期比16.5%減)となりました。

「海外」セグメント

当第2四半期連結累計期間における「海外」セグメントの業績は、2022年8月に取得したゴルフ弾道測定器事業が好調に推移し売上高11,339百万円(前年同期比35.9%増)となりました。一方、当該事業の費用が先行したこと等によりセグメント損失は864百万円(前年同期はセグメント利益102百万円)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間の財政状況は、総資産47,216百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,692百万円増加しました。負債は、前連結会計年度末に比べ3,464百万円増加の45,390百万円となりました。純資産は、前連結会計年度末に比べて227百万円増加し、1,826百万円となりました。

資産については、商品が528百万円、有形固定資産が1,771百万円、無形固定資産が872百万円増加しました。負債については、短期借入金が1,453百万円、リース債務(長期)が869百万円増加した一方、長期借入金407百万円減少しました。利益剰余金は177百万円の増加となりました。

(3) キャッシュ・フローの分析

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度と比較して133百万円減少し、2,287百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、1,364百万円の収入(前年同期は1,020百万円の収入)となりました。これは主に、税金等調整前四半期利益271百万円のほか、非資金項目である減価償却費1,366百万円、のれん償却額543百万円の計上があった一方で、営業活動に関連しない為替差益546百万円を除外したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、1,912百万円の支出(前年同期は1,922百万円の支出)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出1,088百万円、無形固定資産の取得による支出799百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、368百万円の収入(前年同期は217百万円の収入)となりました。これは主に、短期借入金の借入による純増加額1,201百万円が長期借入金の返済による支出731百万円を上回ったことによるものであります。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間末において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	59,164,000
A種優先株式	60,000
計	59,224,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,274,000	18,274,000	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数 100株
A種優先株式	60,000	60,000		単元株式数 1株(注)
計	18,334,000	18,334,000		

(注) 当社の定款「第2章の2 種類株式」において、種類株式について次のとおり定めております。また、会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めております。

(第2章の2 種類株式)

(A種優先株主に対する剰余金の配当)

- 第11条の2 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下、「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(A種優先株主とあわせて、以下、「A種優先株主等」という。)に対し、第5項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種優先株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。
- 2 A種優先配当金の額は、100,000円(以下、「払込金額相当額」という。)に、A種優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2022年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、2022年11月25日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したとき(第4項に定める本累積未払配当金相当額の配当をしたときを除く。)は、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。なお、「A種優先配当年率」とは、当初年率6.50%とし、払込期日から1年経過するごとに、払込期日の各応当日に年率0.5%ずつ加算されるものとする。
- 3 当社は、A種優先株主等に対しては、A種優先配当金及び本累積未払配当金相当額(次項に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- 4 ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積した本累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、第2項但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下、本項において「不足事業年度」という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下、本項において「不足事業年度定時株主総会」という。)の翌日(同日を含む。)から累積額がA種優先株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当

年率（但し、当該事業年度のうち払込期日の応当日の前日（同日を含む。）までの間は当該事業年度開始時点において適用あるA種優先配当年率を、当該事業年度のうち払込期日の応当日（同日を含む。）以降は、第2項なお書に従い年率0.5%を加算されたA種優先配当年率をそれぞれ適用するものとする。）で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下、「本累積未払配当金相当額」という。）については、次項に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して配当する。かかる配当が行われる本累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

- 5 A種優先配当金、本累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、本累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。

（A種優先株主に対する剰余財産の分配）

第11条の3 当社は、剰余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、第4項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、払込金額相当額に、本累積未払配当金相当額及び第3項に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「本剰余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本項においては、剰余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして本累積未払配当金相当額を計算し、また、前条第4項に定める本累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」を「分配日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額を計算する。なお、本剰余財産分配額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

- 2 A種優先株主等に対しては、前項の場合のほか、剰余財産の分配は行わない。
- 3 A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前条第2項に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。
- 4 A種優先株式及び普通株式に係る剰余財産の分配の支払順位は、A種優先株式に係る剰余財産の分配を第1順位、普通株式に係る剰余財産の分配を第2順位とする。

（A種優先株主の議決権）

第11条の4 A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

（A種優先株式にかかる金銭を対価とする取得請求権）

第11条の5 A種優先株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、A種優先株主が指定する日（当該日が営業日（日本において銀行が休日とされる日以外の日を意味し、本要項において以下同様とする。）でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の5営業日前までに当会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、第11条の2第4項に定める本累積未払配当金相当額の計算及び第11条の3第3項に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。但し、償還請求日においてA種優先株主から償還請求がなされたA種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ、取得請求される株数に応じた比例按分の方法により、当会社はA種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

- 2 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が当会社の定める償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

（A種優先株式にかかる金銭を対価とする取得条項）

第11条の6 当社は、2022年11月25日以降（同日を含む。但し、2024年11月25日以降（同日を含む。）2025年5月24日（同日を含む。）までの期間を除く。）当会社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種優先株主等に対して、金銭対価償還日の15営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内にお

いて、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、第11条の2第4項に定める本累積未払配当金相当額の計算及び第11条の3第3項に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、各A種優先株主がA種優先株式を当初引き受けた数に応じて、当初引き受けた後の事情を考慮して合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。

（A種優先株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）

第11条の7 当社は、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

2 当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3 当社は、A種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

（剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が不足する場合の処理）

第11条の8 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、剰余金の配当又は残余財産の分配原資の範囲内で、剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

（2）【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2023年4月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役（社外取締役を除く） 1名 当社執行役員 5名 当社使用人 13名
新株予約権の数	780個（注1）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 78,000株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり 874円（注2）
新株予約権の行使期間	自 2025年4月28日 至 2033年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 874円 資本組入額 437円
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	（注3）
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）

新株予約権の発行時（2023年4月27日及び5月12日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は、100株とする。ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

2. 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）以降、当社が当社普通株式につき、次の又はを行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
 - イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ. 記載の資本金等増加限度額から上記イ. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ. 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、以下の各号のいずれかに該当することとなった場合、その保有する新株予約権を行使することができない。
 - イ. 当該新株予約権者が新株予約権を放棄した場合
 - ロ. 当該新株予約権者が、その有する新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員のいずれの地位も有していない場合。ただし、役員を任期満了により退任した場合、定年又は会社都合により従業員の地位を喪失した場合その他当社が正当な理由があると認めた場合を除く。
 - ハ. 当社の取締役会が当該新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないと認める旨の決議をした場合
 - ニ. 当該新株予約権者が当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く。）の役員、従業員、代理人、囑託（派遣社員を含む。）、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントの地位に就いた場合
 - ホ. 当該新株予約権者が死亡した場合。ただし、当社が特に認めた場合を除く
 - ヘ. 当該新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合
 - ト. 当該新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年4月1日～ 2023年6月30日	-	普通株式 18,274,000 A種優先株式 60,000	-	1,458,953	-	1,420,071

(5) 【大株主の状況】

2023年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(株)ゴルフダイジェスト社	東京都港区新橋 6 - 18 - 5	3,250,000	17.73
石坂 信也	アメリカ合衆国カリフォルニア州	3,241,200	17.68
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町 2 - 11 - 3	1,291,400	7.04
木村 玄一	東京都大田区	1,150,000	6.27
木村 正浩	東京都港区	800,000	4.36
(株)日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 12	491,300	2.68
PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP. (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	ONE PERSHING PLAZA JERSEY CITY NEW JERSEY U.S.A. (東京都新宿区新宿 6 - 27 - 30)	208,400	1.14
モルガン・スタンレーMUFG証券(株)	東京都千代田区大手町 1 - 9 - 7 大手町フィナンシャルシティサウス タワー	174,297	0.95
(株)日本カストディ銀行(年金特金口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 12	153,300	0.84
日本証券金融(株)	東京都中央区日本橋茅場町 1 - 2 - 10	152,600	0.83
計		10,912,497	59.52

(注) 1. 「発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合」は、発行済株式の総数から議決権のない自己株式(393株)を控除して計算しております。なお、自己株式には、「株式給付信託(BBT)」に係る(株)日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式70,000株が含まれておりません。

2. 2023年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2023年5月31日現在でアセットマネジメントOne(株)が512,900株(保有割合2.80%)を保有している旨が記載されております。しかし、当社として当四半期会計期間末における同社の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
アセットマネジメントOne(株)	442,900	2.42
みずほ信託銀行(株)	70,000	0.38
合計	512,900	2.80

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2023年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する所 有議決権数の 割合(%)
(株)ゴルフダイジェスト社	東京都港区新橋6-18-5	32,500	17.79
石坂信也	アメリカ合衆国カリフォルニア州	32,412	17.74
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	12,914	7.07
木村玄一	東京都大田区	11,500	6.30
木村正浩	東京都港区	8,000	4.38
(株)日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	4,913	2.69
PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP. (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	ONE PERSHING PLAZA JERSEY CITY NEW JERSEY U.S.A (東京都新宿区新宿6-27-30)	2,084	1.14
モルガン・スタンレーMUFG証券(株)	東京都千代田区大手町1-9-7 大手町フィナンシャルシティサウスタ ワー	1,742	0.95
(株)日本カストディ銀行(年金特金口)	東京都中央区晴海1-8-12	1,533	0.84
日本証券金融(株)	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	1,526	0.84
計	-	109,124	59.74

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	60,000		2022年11月25日を払込期日とする第三者割当増資により発行されたA種優先株式となります。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,265,800	182,658	
単元未満株式	普通株式 7,900		
発行済株式総数	18,334,000		
総株主の議決権		182,658	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、「株式給付信託(BBT)」に係る(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式70,000株(議決権700個)が含まれています。

【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)ゴルフダイジェスト・ オンライン	東京都品川区東五反田 2-10-2	300		300	0.0
計		300		300	0.0

(注) 上記の他、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式70,000株は、上記自己名義所有株式数に含めておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、PWCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,421,492	2,287,908
売掛金	3,063,950	3,405,402
商品	6,238,673	6,767,413
仕掛品	694	94
貯蔵品	186,183	208,457
貸倒引当金	16,022	15,785
その他	2,248,574	2,362,819
流動資産合計	14,143,547	15,016,309
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,747,384	7,975,416
使用権資産	7,631,816	8,530,036
その他	3,303,368	3,850,923
減価償却累計額	3,970,111	4,872,364
有形固定資産合計	13,712,456	15,484,011
無形固定資産		
のれん	8,479,098	8,822,963
その他	6,269,235	6,797,498
無形固定資産合計	14,748,333	15,620,461
投資その他の資産		
その他	927,245	1,103,092
貸倒引当金	6,974	6,974
投資その他の資産合計	920,271	1,096,118
固定資産合計	29,381,062	32,200,590
資産合計	43,524,609	47,216,899
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,893,669	3,352,240
短期借入金	5,603,721	7,057,135
1年内返済予定の長期借入金	1,514,167	1,553,495
未払法人税等	61,396	268,124
契約負債	5,562,340	5,966,404
賞与引当金	390	30,090
ポイント引当金	38,642	39,781
株主優待引当金	27,787	39,936
その他	4,224,063	4,720,803
流動負債合計	19,926,177	23,028,011
固定負債		
長期借入金	12,961,461	12,553,833
リース債務	7,729,247	8,598,570
役員退職慰労引当金	121,002	127,008
役員株式給付引当金	17,486	27,235
資産除去債務	344,812	367,633
その他	825,547	687,762
固定負債合計	21,999,556	22,362,044
負債合計	41,925,734	45,390,056

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,458,953	1,458,953
利益剰余金	152,151	25,059
自己株式	80,253	80,253
株主資本合計	1,226,547	1,403,758
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	347,321	386,989
その他の包括利益累計額合計	347,321	386,989
新株予約権	25,006	36,095
純資産合計	1,598,875	1,826,843
負債純資産合計	43,524,609	47,216,899

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2022年1月1日 至2022年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2023年1月1日 至2023年6月30日)
売上高	21,352,914	25,332,051
売上原価	13,711,159	16,621,600
売上総利益	7,641,755	8,710,451
販売費及び一般管理費	1 6,790,778	1 8,950,093
営業利益又は営業損失()	850,976	239,641
営業外収益		
受取利息	34	435
為替差益	-	542,591
助成金収入	8,551	239,587
その他	9,806	15,116
営業外収益合計	18,393	797,730
営業外費用		
支払利息	5,347	296,429
その他	1,947	2,659
営業外費用合計	7,295	299,089
経常利益	862,074	258,999
特別利益		
固定資産売却益	340	12,600
債務免除益	2 809,786	-
その他	433	-
特別利益合計	810,559	12,600
特別損失		
固定資産除却損	35,808	38
その他	1,959	-
特別損失合計	37,767	38
税金等調整前四半期純利益	1,634,866	271,561
法人税、住民税及び事業税	203,537	173,761
法人税等調整額	32,483	179,915
法人税等合計	236,021	6,153
四半期純利益	1,398,845	277,715
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,398,845	277,715

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2022年1月1日 至2022年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2023年1月1日 至2023年6月30日)
四半期純利益	1,398,845	277,715
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	438,795	39,668
その他の包括利益合計	438,795	39,668
四半期包括利益	1,837,640	317,384
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,837,640	317,384

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,634,866	271,561
減価償却費	887,798	1,366,920
のれん償却額	285,295	543,523
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,287	1,133
賞与引当金の増減額(は減少)	134,000	29,700
ポイント引当金の増減額(は減少)	730	1,138
株主優待引当金の増減額(は減少)	3,092	12,149
訴訟損失引当金の増減額(は減少)	73,884	-
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	6,006	6,006
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	4,372	9,749
受取利息及び受取配当金	34	435
支払利息	5,347	296,429
為替差損益(は益)	19,678	546,493
資金調達費用	-	998
債務免除益	809,786	-
固定資産除却損	35,808	38
売上債権の増減額(は増加)	314,181	264,037
棚卸資産の増減額(は増加)	872,374	362,170
仕入債務の増減額(は減少)	662,217	330,803
契約負債の増減額(は減少)	561,026	29,918
その他の資産の増減額(は増加)	228,183	26,093
その他の負債の増減額(は減少)	128,264	86,953
その他	161,933	8,998
小計	1,250,017	1,560,779
利息及び配当金の受取額	34	435
利息の支払額	3,996	264,226
法人税等の支払額	225,212	67,531
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,020,842	1,364,520

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
事業譲受による支出	-	2 35,094
事業譲受の条件付取得対価の支払額	245,081	-
有形固定資産の取得による支出	1,300,049	1,088,946
無形固定資産の取得による支出	433,190	799,780
敷金の回収による収入	100,091	114
敷金の差入による支出	30,754	1,090
その他	13,032	12,650
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,922,018	1,912,147
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	403,899	1,201,896
長期借入金の返済による支出	-	731,451
ファイナンス・リース債務の返済による支出	389	389
資金調達費用の支出	-	998
配当金の支払額	100,335	100,275
非支配株主への配当金の支払額	6,196	-
自己株式の取得による支出	79,827	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	217,149	368,781
現金及び現金同等物に係る換算差額	98,078	45,261
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	585,947	133,584
現金及び現金同等物の期首残高	2,904,770	2,421,492
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 2,318,823	1 2,287,908

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

第1四半期連結会計期間において、当社と当社の連結子会社でありました株式会社GDOゴルフテックは、当社を存続会社とする吸収合併を行ったため、株式会社GDOゴルフテックを連結の範囲から除外しております。

当第2四半期連結会計期間より、ゴルフ用弾道測定器「SkyTrak」周辺機器事業譲受のために新設したGOLFTEC 24/7 LLC、GOLFTEC 24/7 PTY LTDを連結の範囲に含めております。

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
従業員給与	1,917,776千円	2,379,905千円
賞与引当金繰入額	6,000	29,904
退職給付費用	52,646	57,639
役員退職慰労引当金繰入額	6,006	6,006
株主優待引当金繰入額	3,092	12,149
貸倒引当金繰入額	1,018	12,129
ポイント引当金繰入額	730	1,138
役員株式給付引当金繰入額	4,372	9,749

2 債務免除益

前第2四半期連結累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)

当社の連結子会社であるGolfTEC Enterprises, LLC(米国)が米国の新型コロナウイルス感染症に係る雇用保護政策である「給与保護プログラム(Paycheck Protection Program、通称PPP)」を活用し、PPPローンを受けておりましたが、借入金の債務免除条件となっていた雇用保護を目的とする従業員給与等の支払に使用したことにより、返済が免除されたものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
現金及び預金勘定	2,318,823千円	2,287,908千円
現金及び現金同等物	2,318,823千円	2,287,908千円

- 2 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受に係る資産及び負債の主な内訳

当社グループが事業譲受により取得した資産及び負債の内訳並びに事業譲受の対価と事業譲受による支出は次のとおりです。

前第2四半期連結累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

固定資産	8,699 千円
のれん	158,355
為替換算調整勘定	2,602
事業譲受の対価	164,451
条件付取得対価	129,357
現金及び現金同等物	-
差引：事業譲受による支出	35,094

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年3月28日 定時株主総会	普通株式	100,504	5.50	2021年12月31日	2022年3月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年8月10日 取締役会	普通株式	73,094	4.00	2022年6月30日	2022年9月1日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式への配当280千円が含まれております。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年3月29日 定時株主総会	普通株式	100,504	5.50	2022年12月31日	2023年3月30日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式への配当385千円が含まれております。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年8月9日 取締役会	普通株式	73,094	4.00	2023年6月30日	2023年9月1日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式への配当280千円が含まれております。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

1 . 取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称 24/7 Golf Inc.、247 Holdings Pty Ltd

取得した事業の内容 ゴルフ用弾道測定器「SkyTrak」周辺機器事業

企業結合を行った主な理由

ゴルフ用弾道測定器「SkyTrak」周辺機器事業を取得することにより、米国におけるさらなるシェア拡大と収益性の向上を図るため。

企業結合日

2023年6月14日

企業結合の法的形式

事業譲受

結合後企業の名称

GOLFTEC 24/7 LLC、GOLFTEC 24/7 PTY LTD

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるGOLFTEC 24/7 LLC、GOLFTEC 24/7 PTY LTDが、現金を対価として事業を譲り受けたためであります。

(2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

2023年6月15日から2023年6月30日まで

(3) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	167,054千円
取得原価		167,054千円

(注) 取得の対価には条件付取得対価を含めております。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

158,355千円

発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	国内	海外	計		
売上高					
外部顧客への売上高	13,009,240	8,343,674	21,352,914	-	21,352,914
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	18,907	18,907	18,907	-
計	13,009,240	8,362,581	21,371,822	18,907	21,352,914
セグメント利益	748,820	102,155	850,976	-	850,976

(注)1. セグメント売上高の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第2四半期連結累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	国内	海外	計		
売上高					
外部顧客への売上高	13,992,338	11,339,713	25,332,051	-	25,332,051
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	27,452	27,452	27,452	-
計	13,992,338	11,367,165	25,359,503	27,452	25,332,051
セグメント利益又は損失 ()	625,074	864,716	239,641	-	239,641

(注)1. セグメント売上高の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と一致しております。

(収益認識関係)

売上高の分解

当社グループは、売上高を主要なサービス及び収益認識の時期に基づき分解しております。分解した売上高と各報告セグメントの関連は次のとおりであります。

前第2四半期連結累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)

セグメント	(単位:千円)		
	国内	海外	合計
主要な財又はサービスのライン			
ゴルフ用品販売	8,979,213	2,185,979	11,165,192
ゴルフレッスン	484,903	5,773,797	6,258,701
ゴルフ場予約	2,399,499	-	2,399,499
ゴルフ練習場事業	468,177	-	468,177
ゴルフ弾道測定器事業	-	-	-
その他のサービス	677,446	383,897	1,061,344
	13,009,240	8,343,674	21,352,914
収益認識の時期			
一時点で移転される財	11,969,385	2,446,572	14,415,958
一定期間にわたり移転されるサービス	1,039,854	5,897,101	6,936,955
	13,009,240	8,343,674	21,352,914

(注) 売上高は、セグメント間の売上取引控除後の金額で表示しております。

当第2四半期連結累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

セグメント	(単位:千円)		
	国内	海外	合計
主要な財又はサービスのライン			
ゴルフ用品販売	9,436,925	2,439,301	11,876,227
ゴルフレッスン	488,236	6,477,602	6,965,838
ゴルフ場予約	2,651,634	-	2,651,634
ゴルフ練習場事業	725,671	-	725,671
ゴルフ弾道測定器事業	-	2,067,023	2,067,023
その他のサービス	689,870	355,785	1,045,656
	13,992,338	11,339,713	25,332,051
収益認識の時期			
一時点で移転される財	12,896,995	4,500,545	17,397,540
一定期間にわたり移転されるサービス	1,095,343	6,839,167	7,934,511
	13,992,338	11,339,713	25,332,051

(注) 1. 売上高は、セグメント間の売上取引控除後の金額で表示しております。

2. 第1四半期連結累計期間より、ゴルフ練習場事業及びゴルフ弾道測定器事業の区分を追加しております。前第2四半期連結累計期間の表示については、変更後の表示方法により作成したものを記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	76円61銭	4円60銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	1,398,845	277,715
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	194,052
(うち優先配当額) (千円)	-	(194,052)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	1,398,845	83,663
普通株式の期中平均株式数 (株)	18,260,037	18,203,607
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	76円60銭	4円59銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	1,729	6,040
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 株式給付信託(BBT)の信託口が保有する当社株式を「1株当たり四半期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当第2四半期連結累計期間70,000株)。

2 【その他】

2023年8月9日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額..... 73,094千円
- (ロ) 1株当たりの金額..... 4円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日..... 2023年9月1日

(注)2023年6月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年 8月10日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千代田 義央

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 達哉

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、

企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。